

鬼監発第18号
令和7年6月3日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年5月30日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場日吉支所
- 4 監査の対象 日吉支所（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第23号
令和7年6月17日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様
鬼北町農業委員会会长 谷口 雄記 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年6月11日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 農業委員会及び農林課（森林対策室を含む）（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第24号
令和7年6月17日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）

2 監査の実施日 令和7年6月13日

3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1

4 監査の対象 企画振興課（令和6年度）

5 監査の着眼点

「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

6 監査の実施内容

監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

7 監査の結果

監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第30号
令和7年6月23日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年6月18日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 建設課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第32号
令和7年7月8日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年7月3日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 町民生活課（税務）（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第36号
令和7年7月14日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年7月9日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 保健介護課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第38号
令和7年7月22日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）
- 2 監査の実施日 令和7年7月16日
- 3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1
- 4 監査の対象 環境保全課（令和6年度）
- 5 監査の着眼点
「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。
- 6 監査の実施内容
監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。
- 7 監査の結果
監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。

鬼監発第44号
令和7年7月29日

鬼北町議会議長 芝 照雄 様
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 程内 覚

定期監査の実施結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに鬼北町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに鬼北町監査基準第14条第1項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

1 監査の種類 定期監査（財務監査、行政監査）

2 監査の実施日 令和7年7月24日

3 監査の実施場所 鬼北町役場本庁3階 委員会室1

4 監査の対象 水道課（令和6年度）

5 監査の着眼点

「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関する法令等の遵守」並びに「資産の保全」が有効に機能しているかを評価する。

6 監査の実施内容

監査実施対象課から提出された定期監査調書及び諸資料を審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

7 監査の結果

監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令及び鬼北町監査基準に準拠し、概ね適正に執行されていることを認めた。